

証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび、当社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、平成 22 年 2 月 12 日をもって投資信託約款の一部を変更する予定ですので、当該投資信託約款の規定に基づきお知らせします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

- エマージング・ボンド・オープン A コース
- エマージング・ボンド・オープン B コース

2. 約款変更の理由

各ファンドの決算日は、原則として毎年 3 月 10 日および 9 月 10 日の年 2 回としておりますが、これを平成 22 年 4 月以降、原則として毎月 5 日の月 1 回に変更するとともに、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とする旨を収益分配方針に加える予定です。これは毎月分配に対する受益者および投資家のニーズに応えるためのものであり、この変更により運用残高が増加した場合、1 受益権あたりのコスト削減や長期的な運用の分散化、効率化に資するものと考えております。

3. 約款変更の内容

下線部 _____ は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>運用の基本方針</p> <p>1. 基本方針 <略></p> <p>2. 運用方法 <略></p> <p>3. 収益分配方針</p> <p>毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。</p> <p>① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>② 収益分配金額は、<u>上記①の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配としない場合があります。</u></p> <p>③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。</p> <p>(信託の計算期間)</p> <p>第 39 条 この信託の計算期間は、<u>平成 22 年 4 月以降、毎月 6 日から翌月 5 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 8 年 4 月 26 日から平成 8 年 9 月 10 日までとし、平成 21 年 9 月 11 日に開始する計算期間は平成 22 年 3 月 10 日に、平成 22 年 3 月 11 日に開始する計算期間は平成 22 年 4 月 5 日に終了するものとします。</u></p>	<p>運用の基本方針</p> <p>1. 基本方針 <同左></p> <p>2. 運用方法 <同左></p> <p>3. 収益分配方針</p> <p>年 2 回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。</p> <p>① <同左></p> <p>② 収益分配金額は、<u>委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。</u></p> <p>③ <同左></p> <p>(信託の計算期間)</p> <p>第 39 条 この信託の計算期間は、<u>毎年 3 月 11 日から 9 月 10 日までおよび 9 月 11 日から翌年 3 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 8 年 4 月 26 日から平成 8 年 9 月 10 日までとし、最終計算期間の終了日は平成 23 年 4 月 25 日とします。</u></p>

<p>② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。</p>	<p>② <同左></p>
--	---------------------

※なお、重大な信託約款の変更には該当しませんが、上記の約款変更が適用となった場合、各ファンドの名称をそれぞれ「野村新興国債債券投信 A コース（毎月分配型）」、「野村新興国債債券投信 B コース（毎月分配型）」に変更する約款変更、および各ファンドの信託期間を5年更新し信託期間終了日を平成28年3月7日に変更する約款変更を平成22年2月12日適用で、ならびに買取請求が行なわれた場合の委託者の指図方法を明確にするための約款変更を平成22年1月15日適用で行ないます。

4. 変更の適用予定日

平成22年2月12日

5. 諸手続きについて

上記の信託の終了についてご異議のある受益者は、平成21年12月1日から平成22年1月4日までに、委託者である当社に対し、書面によりその旨をお申し出下さい。

各ファンドにつき、上記期間内にご異議のお申し出のあった受益者の当該投資信託約款に係る受益権の口数が、平成21年12月1日における受益権の総口数の二分の一を超えない場合は、約款変更の届出を行ない、平成22年2月12日をもって上記の約款変更を適用することを予定しております。

約款変更することとなった場合、ご異議のお申し出のあった受益者は、自己に帰属する受益権を公正な価額（原則として、受託会社で受益者からの買取請求必要書類を受理した日の翌営業日に算出される解約価額とさせていただきます。）で、ご購入いただきました販売会社の本支店等を通じて、当該ファンドの受託会社に対し、平成22年1月15日から平成22年2月4日までに当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

平成21年12月1日

東京都中央区日本橋一丁目12番1号
野村アセットマネジメント株式会社